

知っておきたい

# 若年性認知症

## Part 2

### 障害者手帳の取得



若年性認知症の診断を受けたとき、今の生活を続けることをまずは考えたい。

前号では、会社の退職を考える前に、さまざまな選択肢があるということをご紹介しました。

生活を続けるためにできること。そのなかののひとつに、「障害者手帳の取得」がありました。

障害者手帳とは？取得すると、何がどうなる？

## 障害者手帳とは

障害者手帳とは、何らかの障害によって日々の暮らしに困難を抱える方や日常生活に支援を必要とする方に対し、自治体から交付される手帳です。一般に「障害者手帳」と呼ばれるものには、以下の3つの種類があります。各手帳ごとに制度の根拠となる法律等は異なりますが、どの手帳を持っていても、障害者総合支援法の対象となってさまざまな支援を受けることができます。

### 障害者手帳の種類

- ・**身体障害者手帳**：身体上の障害を持った人が対象です。
- ・**精神障害者保健福祉手帳**：精神疾患があるために社会生活・日常生活に支障がある人が対象です。障害により生活の困難さに応じて1級から3級に分けられており、1級は、長期に渡る疾患で入院を重ねているような、一人ではほぼ生活できない程度にある方です。2級は必ずしも常時支援が必要ではないが一人での日常生活が困難、3級は時折援助がないと難しいという方です。
- ・**療育手帳**：児童相談所などで知的障害であると判定された、原則18歳未満の人に交付されるものです。

## 若年性認知症の場合

若年性認知症は、「精神障害者保健福祉手帳」の申請が可能な精神疾患です。一定レベル以上の能力障害がある場合、初診日から6カ月以上経った時点で精神障害者保健福祉手帳の申請を行うと、手帳の交付に該当するかどうかの審査が行われた後、精神障害者保健福祉手帳(1級～3級まで)が交付されます。

血管性認知症やレビー小体型認知症など、身体症状がある場合は「身体障害者手帳」に該当する場合があります。

## 障害者手帳を持つメリット

### ✓ 障害者雇用枠での就職

障害をお持ちの方が、就労の機会に不平等がないよう設けられた特別な就職ルート・そして働き方です。大きなメリットとしては、障害を開示し、企業も障害を理解したうえで採用するため、適切な配慮が受けられることで安心して働ける可能性が高いこと。障害者手帳を所有している人のみ応募できるものです。

### ✓ 失業保険の優遇

離職時、「就職困難者」として、失業保険の受給期間(所定給付日数)が長くなる、保険給付の条件の緩和など、より再就職をしやすいように支援できる仕組みがあります。具体的には、雇用保険加入月数数が12か月以上の場合、300日以上失業手当を受給することができます。また、4週間ごとの受給認定日までに必要な求職活動実績は、1回以上です。一般の受給者は2回以上必要ですので、通常より少ない回数で認定されます。



税制支援・助成

✔ **「障害者控除」**…障害者控除とは、障害をお持ちの方またはその親族(世帯を共にする人)に対して、金銭的な負担を軽減するために税金を安くする制度。例えば所得税は27万円(障害が重度の”特別障害者”の場合は40万円)が所得金額から差し引かれます。住民税は26万円(特別障害者は30万円)です。他にも、相続税の障害者控除、預貯金の非課税対象制度があります。

✔ **医療費助成**…「心身障害者医療費助成制度」などの名称で、医療にかかる経済的負担を軽減する制度です。藤沢市では障がい者等医療費助成制度といい、保険診療を受けた際の自己負担分が無料になります。精神障害者保健福祉手帳は1級・2級、身体障害者手帳だと1級、2級又は3級を持つ人が対象で、申請が必要です。精神のほうは更新も必要となります。他にも、国や県が行う公費負担医療制度(自立支援医療など)があります。受給要件に該当する場合は、そちらも取得して併用することで、さらに自己負担分が軽減されます。

各種割引

※自治体や事業者、地域によって割引やサービスの内容、また条件等が異なる場合があります。

✔ **公共交通機関の割引**…鉄道、飛行機、バス、タクシー、船、モノレール、ロープウェイなどは、全国各地で障害者割引が導入されています。ただ、「精神障害者保健福祉手帳」を持つ方は対象にならないところもあります。

✔ **携帯電話料金の割引**…携帯電話の大手3社では障害者割引サービスがあり、基本料金等が割引されます。

✔ **レジャー施設での割引**…美術館や博物館、スポーツ観戦、遊園地、映画館、テーマパーク、観光施設、駐車場など公共の施設から民間まで、さまざまな割引サービスがあります。

住まい

✔ **公営住宅の優先入居**…住まいは、大きな出費。収入減によって家賃を抑えたい場合は、公営住宅などへの入居という選択肢もあります。公営住宅は、国が補助を出して自治体が運営をしている住宅で、収入が少ない人が安い家賃で住むことができる公的な住宅です。申込者多数の場合は抽選で入居者が決定されますが、自治体によって、障害をお持ちの方が申し込んだ場合は抽選確率の優遇など優先的に入居ができる仕組みがあります。

デメリット？



申請・更新手続きが少し大変

障害者手帳取得の申請には、公的な書類をそろえたり証明写真を準備するなど、さまざまなステップがあります。障害によっては更新も必要になる場合があり、各助成や割引、支援制度を利用するにも申請が要することがあります。また、申請に必要な医療機関からの診断書は発行するのに2,000円～5,000円程度の代金がかかります。手続きの煩雑さはデメリットになるかもしれません。

心理的なためらい

障害者手帳の取得をためらうのに大きな理由として、心理的な抵抗感も挙げられるでしょう。メリットはたくさんありますが、決断を要することでもあります。障害とうまくつきあって生活していくことを考えると、手帳を持つことは不便さや負担を減らすことにつながるかもしれません。また、一度取得したとしても、障害者手帳は返納することができます。さまざまな選択肢のひとつとして、知っておくことは何よりもメリットになるのではないのでしょうか。